

横浜市立大曽根小学校PTA規約

昭和40年9月1日制定

- 第 1条 この会は、横浜市立大曽根小学校PTAといい、事務所を大曽根小学校におく。
- 第 2条 この会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童や青少年の幸福な成長をはかることを目的とする。
- 第 3条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。
- 1 会員相互の教養の向上と親和を図る。
 - 2 家庭と学校との緊密な連結を図ることによって、児童、青少年の生活を補導する。
 - 3 児童、青少年の教育環境の充実に努める。
 - 4 児童、青少年の教育並びに、福祉の為に活動する他の団体および機関と協力する。
- 第 4条 この会は次の行為をしてはならない。
- 1 特定の政党や宗教にかたよったり、この会または役員の名で公私の選挙の候補者を推薦すること。
 - 2 もっぱら営利を目的とする行為または、学校の人事、その他管理に干渉すること。
- 第 5条 この会の会員となることができるものは、次の通りである。
- 1 大曽根小学校に在籍する児童の保護者。
 - 2 大曽根小学校の校長および教職員。
- 第 6条 この会の会員は次の会費を納めるものとする。
- 1 会費は月額350円、11か月とし、家庭数で徴収する。但し、転入児童については、本校への転入月より転出児童については転校月まで納入することとする。
 - 2 特別の事情があるものは、運営委員会の決議を経て免除することができる。
- 第 7条 この会の経費は、会費、寄付金および他の収入によってまかなう。
- 第 8条 この会の運営は、総会において決議された予算にもとづいて行う。
- 第 9条 この会の決算は、総会に報告し承認を得なければならない。
- 第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。
- 第11条 この会の役員は、次のとおりとする。
- 1 会長1名(父母)、副会長2名(父母)、書記2名(父母と教員)、会計2名(父母と教員)、顧問若干名。ただし、必要により上記人数に限らない場合もある。
 - 2 役員は、他の役員、会計監査委員または推薦委員をかねることはできない。
- 第12条 役員は、役員候補者推薦委員会の推薦により、3月総会の承認を得なければならない。ただし、顧問は、運営委員会の推薦により会長が委嘱する。
- 第13条 役員の任期は、1年とする。但し、再任はさまたげない。
- 第14条 役員に欠員を生じた時は、運営委員会で推薦し、総会の承認を得る。但し任期は、前任者の残任期間とする。
- 第15条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 第16条 書記は、会長の指示に従って、この会の庶務を行い、会計は、会計事務を処理する。
- 第17条 この会の経理を監査するために、2名の会計監査委員(父母)をおき、任期は2年とする。
- 第18条 会計監査委員は、必要に応じ、会計の監査を行う。
- 第19条 役員候補者を推薦するときは役員推薦委員会(以下「推薦委員会」という)をおく。
- 第20条 推薦委員会の委員の数と選出の方法は、細則で定める。
- 第21条 総会は、会員をもって構成し、この会の最高決議機関である。

- 第22条 総会は、定期総会および臨時総会とする。
- 1 定期総会は、5月と2月に開催する。
 - 2 臨時総会は、運営委員会、評議委員会が必要と認めるときまたは、会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。
- 第23条 総会は会長が招集し、会員の3分の1以上の出席(委任状を含む)を得て成立する。議事は出席者の過半数の賛成にて議決する。
- 1 総会を通常の総会形式にて開催するか、書面総会にて行うかの判断は、運営委員会にて議決する。
 - 2 書面総会では、会員を集めて開催する総会を省略し、書面にて会員の同意を得ることで総会と同等の議決を行えるとする。
 - 3 書面総会での議決には、総会と同等の条件を必要とする。(会員の3分の1以上の回答を得て成立し、回答の過半数の賛成にて議決する)
- 第24条 評議委員会は、委員会の委員と教職員をもって構成する。
- 第25条 評議委員会は、総会につぐ決議機関で、会長が必要と認めるときまたは、評議委員の3分の1以上の要求があったとき開催し、議事は出席者の過半数で決める。
- 第26条 本会を運営するために、運営委員会を設置しなければならない。
- 第27条 運営委員会は、役員、校長、副校長、教員代表2名、各委員会正副委員長をもって構成し、会務の処理に当たる。
- 第28条 この会の目的を推進するために必要な委員会を設置する。
- 1 各委員会は、学年の委員と教職員で構成し、委員長1名(父母)、副委員長1名(父母)を選出する。
 - 2 委員会の活動については、細則に従う。
- 第29条 この会が必要と認めるときは評議委員会の承認を得て特別委員会をおくことができる。これについては、細則に定める。
- 第30条 会員の表彰・退転職(教職員)・慶弔に関しては、付則で定める。
- 第31条 この会の細則は、運営委員会の議決を経て定め、その結果を次期総会に報告しなければならない。
- 第32条 この規約は、総会で出席の3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。ただし改正案は、総会開催以前に、全会員に知らせなければならない。

規約改正

昭和44年 3月13日改正
昭和51年 3月 3日改正
昭和61年 4月26日改正
平成 8年 4月26日改正
平成12年 4月27日改正
平成15年12月18日改正
平成16年 3月11日改正
平成17年 3月16日改正
平成18年 2月27日改正
平成24年 2月20日改正
平成28年 2月19日改正
令和3年 2月12日改定

細 則

役員推薦委員、PTA三役、委員会委員ならびに特別委員

役員推薦委員

1. 推薦委員は、2年生～5年生の各学年より1名、教員2名、運営委員代表1名(ただし、卒業する役員がいる場合は、該当するものが運営委員代表となる。)とし、委員長は委員の互選による。
2. 推薦委員は、その任務が終了したときに、解任される。但し、会長経験者はPTA顧問に就任する。

PTA三役

PTA三役を一年以上務めた家庭の保護者は、その後本人が希望して各種委員にならない限り、各種委員を免除される。

委員会委員

1. 委員会は、学年委員会および校外指導の2委員会とし
 - ① 学年委員会は保護者の協調を計り、PTA 運営委員会と保護者の連絡を行う。
 - ② 学年委員会はPTA 広報活動を行う。
 - ③ 学年委員会は児童の保健衛生・環境整備に協力する。
 - ④ 校外委員会は、児童の校外指導に関する仕事を行う。
2. 学年委員は、各学年より選出された委員のうち、推薦委員以外の者が就任する。
3. 校外委員は、各地区班より保護者を選出する。
4. 委員の任期は1年とし、再任はさまたげない。
5. 前項の委員に欠員を生じた場合は、学年および地区より補充する。
6. 委員長及びリーダーは、必要に応じて、委員会を開くことができる。
7. 各担当のリーダーをもって、正副委員長に代えることができる。

特別委員

1. 特別委員会の委員長は、会長が指名する。
2. 特別委員会の委員長は、運営委員会に出席できる。
3. 特別委員会は、任務が終了したとき解散する。

付 則

付則1 第30条 PTA慶弔規定

- 第1条 会員ならびに児童の弔事に対して次の基準により弔意を表す。
- | | | |
|-----------------|--------|--------------|
| 児童 | 5,000円 | および花輪(または盛花) |
| 会員(父母) | 5,000円 | |
| 教職員 | 5,000円 | および花輪(または盛花) |
| 教職員の配偶者および父母の子女 | 5,000円 | |
- 第2条 教職員在職中の慶事に対しては次の基準により祝意を表す。
- | | |
|----|--------|
| 結婚 | 5,000円 |
|----|--------|
- 第3条 会員ならびに児童が療養1ヶ月以上に及ぶときは次の基準により見舞う。
- | | |
|-----|------------------|
| 児童 | 3,000円(学校管理下の傷病) |
| 教職員 | 3,000円(公務上の傷病) |
| 会員 | 3,000円(公務上の傷病) |
- 第4条 その他必要に応じて運営委員会の議を経て慶弔の意を表す。

付 則 本規定は平成 3年4月1日より施行する。
平成20年2月25日改正

備 考

1. 教職員の転退職、縣市表彰については考えない。
2. 運営委員の退任についても考えない。
3. 用務員、調理員、管理員については第4条による。
4. 災害見舞いについては第4条による。
5. 慶弔に関して学級の父母からの徴収は一切行わない。但し、児童の自主的な活動による場合は教育的見地から考える。例) 親が死亡したとき、4～500円の花束を献げるなど
6. 会員の弔事に際しては、三役代表、学級委員の参列が望ましい。学校としては、学校長、担任、児童代表が参列する。

付則2 「資源回収奨励金運営委員会」会則

(名称)

第1条 本会は名称を「資源回収奨励金運営委員会」と称する。

(目的)

第2条 資源回収奨励金運営委員会は、資源回収による収益を、子どもたちのために、また地域に還元するために、有意義に使用するための協議を行い、これを実行する。

(組織)

第3条 資源回収奨励金運営委員会の組織は以下の通りとする。
委員長／大曾根小学校PTA会長 副委員長／大曾根小学校校長
会計／大曾根小学校副校長、PTA会計 会計監査／PTA会計監査
委員／大曾根自治連合会会長、樽町自治連合会会長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、就任の日から当該年度末日までとする。ただし、再任はさまたげない。

(会議)

第5条 1. 会議は必要に応じて委員長が招集し開催する。
2. 委員が必要と認める時は、委員以外の者の出席を得て、意見交換することができる。

(会計)

第6条 資源回収奨励金の支出については必要が生じたときに協議し、PTA 役員会の承認を得て決定する。

(会計報告)

第7条 収益金を使用する場合は、使用目的、使用金額を該当月の「学校だより」において報告し、総会に決算報告する。

(会則の変更)

第8条 本会の会則は、必要に応じ、招集した会議にて変更する事ができる。

付則 この会則は平成18年4月1日より施行する。
現在の付則を付則1とし、資源回収奨励金委員会の設立について付則2とする。

付則3 大曾根小学校 PTA サークル規約

(目的)

第1条 この規約は、PTA 活動の活性化、発展を願い、PTA 会員相互の交流を図るための PTA サークル活動の補助に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実行委員会)

第2条 1. サークルの円滑な活動および審査、補助金の決定等をするために実行委員会を置くものとする。
2. 実行委員会は以下のメンバーにて構成され、PTA 会長を委員長とする。
PTA 会長、PTA 副会長、PTA 会計、大曾根小学校学校長、副校長

(サークル結成の届出)

第3条 1. 認定を受けようとするサークルは、サークル結成(継続)届出書に、次の事項を記入の上、2月末日までに委員に届け出なければならない。
(1)サークルの名称
(2)サークル結成の目的
(3)主な活動計画
(4)代表者・副代表者・会計
(5)会員ならびに会員数
2. 既存のサークルが次年度も継続して活動したい場合、変更のあった項目を訂正して継続希望として届出書を再提出する事。
3. サークルを脱退する場合も、脱退希望として届出書を提出する事。

(サークルの認定)

第4条 1. 実行委員会は、前条に基づきサークル結成の届出があったときは、その内容等を審議し、認定の可否を行うとともに、年度末総会において承認を得るものとする。
2. サークルはPTA会員10名以上をもって構成する。また卒業生保護者(旧PTA会員)も会員となることができ、ただし全会員の7割以上は現役PTA会員で構成するものとする。なお、役員3名は現役PTA会員とする
3. 学校の施設を利用するサークルは、同時に学校開放利用団体としても登録をし、使用施設・日時を申請して、学校開放運営委員会総会および利用調整会議に出席するものとする。

(補助および援助の方法)

第5条 認定されたサークルに対し、委員長は、各サークルの目的が達成できるよう援助するとともに、予算の範囲内において補助等を行うことができる。
(1)補助金の交付
(2)活動場所・施設等の確保の協力

(補助の基準)

第6条 前条第1号に定める補助金は、1サークル30,000円を限度とする。補助を受けようとするサークルは、他の団体から金銭的援助を受けていないことを条件とする。

(補助金の交付申請)

第7条 第4条第1号に定める補助金の交付を受けようとするサークルは、届出書の交付申請欄に補助金希望と明記する事。

(補助の認定)

第8条 実行委員会は、前条に基づき申請があったとき、当該申請の内容等を審議した後、補助金の交付を決定し、サークルの代表者に交付するものとする。

(サークル活動変更の届出)

第9条 サークルの名称、会員等に変更があったときは、速やかにサークル活動変更届出書を委員長に提出しなければならない。

(活動内容の報告)

- 第10条 1. 認定および補助を受けたサークルは、年度末までに、活動報告書および会計決算書を実行委員会に提出し、報告しなければならない。
2. 活動の継続を希望する団体は、次年度の活動計画書も提出する事。
3. 決算により補助金のあまりが出た場合は、次年度への繰り越しは認めず、PTA 会計にその旨報告し返還するものとする。

(その他)

- 第11条 この規程の実施に関しその他必要事項は、実行委員会が別に定める。

付則 この規約は、平成20年4月1日から適用する。

規約改定
令和3年2月12日 改定

付則3 個人情報取り扱い規約

大曽根小学校PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 大曽根小学校PTA(以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報の扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、PTA会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は、PTA役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

- 第9条
- 1 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適性に管理する。
 - 2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。(現在取り扱いなし)

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「大曾根小学校PTA個人情報取扱規則」は、総会において改正する。

付則 この規約は、平成29年6月1日から適用する。

以 上